

## 1. 事業説明、地域の特徴

### 1. 1 PFI事業の概要

当事業は千葉県香取市に整備された、佐原本宿高規格堤防上及びその周辺の高水敷、水辺において、香取市が占有を行い、事業主体である国と市と共同のPFI事業より整備されるもので、管理についてもPFI事業の契約相手の民間事業者であるSPC（特別目的会社）が行うこととなっている。当事業の特徴としては、SPCが管理を行うだけでなく一般的なPFI事業と同様に民間事業者であるSPCが収益事業を行うことが特徴となっている。

### 1. 2 事業者の選定

前節で述べたとおり民間事業者が収益事業を行うにあたり、事業者の選定にはもっとも優れた提案者を選定するための方法として、事業者選定基準を設けている。これは、PFIという手法における施設の設計・建設及び維持管理・運営などの専門的な知識やノウハウが求められるためであり、落札者の決定にあたっては、入札価格だけではなく事業提案書の内容なども含めた評価結果に基づき落札者を決定する総合評価落札方式を採用している。

### 1. 3 地域の特徴

当事業が行われる千葉県香取市、取り分け小野川周辺の中心部においては「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、歴史的建造物の保存・活用がされているとともに、助成事業による江戸風に統一されたデザインの建物による景観が特徴的な街並みであり、古くから水郷の街として舟運事業等水辺の空間を生かした地域作りがなされていることが特徴的である。

## 2. 河川占有許可準則との整合及び特例措置の占有期間

### 2. 1 占有許可準則との整合

一般に河川占有は占有許可準則により可能であるかどうかの判断を行うものであるが、当事業で行うこととしている収益事業を認める規定が特例措置以外にないことから社会実験を行う区域として河川局長より承認を受けている。また、本来の用途としては災害時の水防センターとして水防活動の拠点、従事者の控え室、炊き出しの為の施設としての利用であるが、平常時の施設の有効的な活用を図るべく現在においては物産店としての利用がなされている。水防センターとしての河川占有については準則の1の三にある「地域防災活動に必要な施設」に該当し、占有主体においても地方公共団体である香取市が占有することから準則上問題無いと考えられる。しかしながら前述にもあるよ

うに平常時に一部を収益事業としての使用をすることについては案件ごとに占用の用途として適切であるか検討する必要がある。

## 2. 2 特例措置の占有期間

本事業は工事による設置期間の2年間に加え事業期間を15年間と定めているものの占有許可準則の特例措置では占有期間を3年間と規定していることから今後社会実験の継続延長が要望された場合においてはその都度事業の実施状況や適切な維持管理が行われているかどうか、要求する水準に達しているかどうか、確実に事業を継続していけるかどうかを総合的に判断し更新を行う必要があり占有更新の際には上記についての事後評価を行うこととなっている。

## 3. 社会実験の事後評価及び事業の実施状況

### 3. 1 事後評価の内容

前節でも述べたとおり当事業は平成19年度より2年間の工事期間を経て平成22年3月27日に「水の郷さわら」としてオープンした。事業開始の1年目が工事期間の2年と合わせて最初の3年目にあたり占有更新及び事後評価の対象年度となった。評価内容としては、占有許可準則に沿った適切な利用がなされているか、施設の利用状況、集客数、収益事業の売上げ状況、イベントの実施回数などから確実に事業を継続していけるかどうか判断するとともに、事業が行われることによって地域の活性化（舟運事業などの実施内容以外の民間事業者の取組）、周辺地域に派生した取組（河川清掃など）、地域の防犯効果、違反行為や迷惑行為への抑止効果に関する効果（施設駐車場内の夜間照明の点灯）など香取市がビジョンとしてかかげる都市再生、地域再生等に対する効果の状況についても評価をする。

### 3. 2 事業の実施状況

現在水辺交流センター内に2店舗が開業しており、地元の特産品などを販売する地域物産館が開所当時より、水辺利用者等に休憩の場を提供する喫茶店が9月より開業している。

また、水辺利用の促進の観点からボートのレンタルサービス、修理ヤードを利用しての修理サービス、船舶の上下架作業サービス（それに伴うスロープの利用サービス）等の提供を行っている。以上のサービスの提供やイベントの開催などによる集客活動、香取市

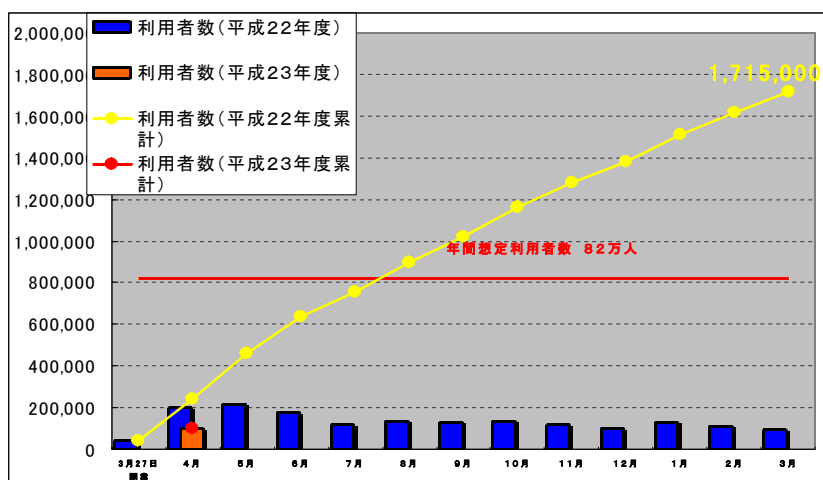


図-1 水の郷さわら利用者数

が運営している道の駅が併設されていることもあり道の駅利用者が水辺交流センターも一体利用するという導線ができあがったことなどの要因によって、当初の年間想定利用者数であった82万人を大きく上回る171.5万人の利用者が訪れる結果となった。(図-1参照) 売上げに関しても地域物産館での年間売上げは約2億円であり経営状況は極めて良好であった。

### 3. 3 事後評価結果

前節までの結果を踏まえこれまで実施してきた当社会実験により地元地域の活性化につながっていると判断できること、民間事業者であるSPCもイベントの誘致やメディアを利用してのPR活動の実施、舟運事業の誘致による水辺利用の促進など、利用者増加のための活動を積極的に行っていることなどを考慮し、将来にわたって事業の確実性・継続性が十分に確保できていると判断し、河川敷地の適正な利用、執行がなされていると判断した。

## 4 今後の課題、地震による被災状況

### 4. 1 今後の課題

当事業はまだオープンして約1年ということもあり、まだ試行的な部分もあるため、沿川住民の要望や学識経験者の意見などを伺い参考とし、利用ルールの策定やイベント誘致、施設の整備等を行っていく必要がある。

### 4. 2 地震による被災状況、事業への影響

今年3月の地震により当事業施設も大きく被災を受けたことにより、サービス事業等の運営が不可能な状態に陥った。特に係留棧橋等特に損傷が激しかった施設については撤去を余儀なくされた。現在は仮設棧橋の設置、護岸の補修等により一部を除きサービスを再開している。

また、水辺交流センターの建物自体は損傷が軽微であったため、帰宅困難者などのために一時避難所として施設を開放するなどの対応も行った。



水の郷さわら地震による被災の様子

## 5. 新しい占用許可準則について

今回行った社会実験の事後評価は旧占用許可準則の附則として記載されていたものを適用し、実施したものであるが、平成23年4月1日より準則が改正となったことにより旧準則の社会実験にあたるものとして「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」の項目が追加された。なお、旧特例措置は廃止となるが、平成24年3月31日まではその効力を有するとしており、今年度に関しては旧準則の特例措置として処理することができるため占用の更新期間は今回に限り1年（平成24年3月31日まで）として今年度中に新しい準則に沿った手続き及び占用の更新を行う必要がある。

## 6. まとめ、社会実験事後評価を行って

今回社会実験事後評価を行うにあたって統計のいるものについては事前に香取市、SPCに資料収集をお願いしていたこともあってスムーズに収集することができた。また写真やアンケートの実施など急遽必要となる資料の要望に対しても迅速に対応し、用意していただいたおかげで無事評価を終えることができた。今後は事業の実施状況や維持管理等について要求水準を達成しているかどうか、将来にわたり事業の確実性・継続性が十分に確保されているかどうか等を総合的に判断し、更新を行う。